



後期高齢者医療 ～ 保険証の一斉更新について～

■新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町住民課国保医療係までお申し出ください。
- 今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は変わりません。(黄色です)

■医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合

医療機関での窓口負担の割合は、「一般は1割」「現役並み所得者は3割」となります。新しい保険証は、平成22年中の所得に基づいて、今年8月から来年7月までの窓口負担の割合が「一部負担金の割合」欄に記載されています。

また、住民税課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその人と同じ世帯の加入者(被保険者)の人は、医療機関での窓口負担の割合が3割負担(現役並み所得者)となります。ただし、次の表に該当する人は、町住民課国保医療係で申請することにより1割負担となります。

< 3割負担から1割負担になる場合 >

同じ世帯の加入者(被保険者)人数	
1人のみの場合	2人以上いる場合
・加入者本人の収入額が383万円未満のとき ・同一世帯にいる70～74歳のひと、加入者本人の収入合計額が520万円未満のとき	・加入者の収入合計額が520万円未満のとき

一部負担金の割合(1割・3割)は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更で、再判定となります。

再判定で、一部負担金の割合が変更になる場合には、新しい保険証をお渡ししますので、ご了承ください。

原則、申請日の属する翌月から適用されます

■減額認定証も新しくなります。

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。新しい認定証は、保険証と同じく7月中に発送します。

減額認定証も色は変わりません。(オレンジ色です)

< ご不明な点はこちらまで >

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601
町住民課国保医療係 ☎ 56 - 8006

交通事故は絶対起こさない 協定書調印式

町役場にて、「交通事故は絶対に起こさない協定書」の調印式が行われました。

「ニセコ運輸有限会社」、「協和総合管理株式会社倶知安営業所」、「社会福祉法人黒松内つくし園倶知安地区事業所」の3事業所は、業務の安全確保をモットーとし、定期的な運轉業務の情報交換により安全運轉に心がけ、3事業所から絶対交通事故は起こさないことを誓い協定しました。

